

教職第29号

令和7年4月1日

各市町村教育委員会教育長 }  
各市町村立学校長 } 様

埼玉県教育局教育総務部教職員課長  
(公印省略)

### 旅費算出基礎経路表の一部改正について（通知）

日頃から給与等の適正な支給について格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。標記の件につきまして、埼玉県総務部総務事務センターから通知がありましたので、通知の写し及び参考資料を送付します。

概要等は下記のとおりですので、事務処理に遺漏のないようお願いします。

なお、令和7年3月26日付け事セ第399号内「3 旅費算出基礎経路表の詳細について」は県立学校のみ該当します。

また、市町村教育委員会におかれましては、市町村立学校への転送は不要です。

### 記

#### 1 改正の概要

- (1) 旅費算出基礎経路表における「県機関等の最寄駅一覧表」の改正
- (2) 旅費算出基礎経路表における「自家用自動車路程表※」の改正

※旅費計算に用いる市区町村間距離が規定されているもの

#### 2 適用時期

令和7年4月1日以降の旅行に適用してください。

#### 3 その他

- (1) 旅行日によって適用する市区町村間距離等を誤らないように注意してください。なお、計算方法に変更はありません。
- (2) 「旅費算出基礎経路表（最寄駅編）」、「県機関等の最寄駅一覧表（検索ツール）（エクセルファイル）」、「市区町村間距離一覧表」、「市区町村間距離の検索ファイル（エクセルファイル）」について、最新版の電子データを学校支援コミュニケーションサイトに掲載しましたので、ダウンロードの上、御活用ください。

※ 学校支援コミュニケーションサイト <https://ecsweb.center.spec.ed.jp/sw/>  
メニュー「通知・通達集」→「教職員課」→「旅費」の順にクリックしてください。

担当 給与制度・退職手当担当  
電話 048-830-6667